

鳥取県公報

昭和二十七年四月四日 金曜日
第二千三百号

本書ノ大キサハ國定規格A五判

告示

目次

土地改良区より理事の住所、氏名届出
建築代理業者の登録
建設業者の登録まつ、消
公有水面の埋立追認
肥料生産業者の登録
学校法人等の行うことのできる収益事業の種
類
種畜証明書の有効期間延長
定期種畜検査施行
卸売販売業者の業者登録
府県道の一部区域変更

規則

鳥取県告示第百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八條

第九項の規定により、天神野土地改良区より次のように理事の氏名及び住所の届出があつた。

昭和二十七年四月四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

氏名	住所
野儀久市	東伯郡上小鴨村大字福山
澁谷信好	鴨河内
山本壽雄	"
安梅敏雄	"
平岩信義	山守村大字堀
石田泰三	南谷村大字松河原
本高定雄	"
山崎爲市	安步
安田又男	大鳥居

00125

鳥取県知事 西 尾 愛 治

学校法人及び私立学校法第六十四條第四項
の法人の行うことのできる収益事業の種類
製造業（卸売を含む。）

一 食料品製造業

イ 食肉加工業（ソーセージ、かん詰、ハム、ベーコン等の食肉調理品の製造加工）

ロ パン及び菓子製造業（生パン、生菓子、乾パン、乾菓子その他の製造）

ハ 水産食料品製造業（魚貝類、エビ、カニその他の水産食料品のかん詰、びん詰、海草、海藻加工その他）

二 衣服及び身廻品製造業

イ 男子青少年用衣服及びその附属品製造業

ロ 婦人少女用被服製造業

ハ その他の衣服及び身廻品製造業（ズボン吊、ガーター、ハンカチその他の製造）

三 木材及び木製品製造業

木製容器製造業（竹、藤籠製造、木箱製造、桶製造等）

四 家具製造業

家庭用及び事務用家具製造業

五 印刷、出版及びこれらの類以業

イ 書籍及び定期刊行物発行業（主として書籍、パンフレット、定期刊行物の発行）

ロ 印刷業（出版を行うもの、行わないものを含む）

六 化学工業

イ 石けん及びその他の油脂製造業（ローソク、石けん、洗剤製造等）

ロ 医薬品製造業（生物学的医薬品、植物学的医薬品、無機、有機合成医薬品製造）

ハ その他の化学工業（殺虫、殺菌剤、香料、化粧品調製品製造）

七 電気機械器具製造業

家庭用電熱器、アイロン、パン焼器、せん風機、その他の製造業

八 その他の製造業

00126

イ 楽器及びその部分品製造業

ロ 玩具、スポーツ及び体育用品製造業

ハ ペン、ペンシル、その他の事務用品及び画家用品製造業（シャープペンシル、クレヨン、画板、繪具、製図用機械器具、その他の製造）

非製造業

九 商品生産農業

イ 穀作農業（米、あわ、ひえ、きび、そば、とちもち、もち、もちこし、大豆の生産販売）

ロ 穀作以外のほ場作物農業（甘しよ、馬鈴しよ、園芸作物、亜麻、薄荷等の生産販売）

ハ 畜産農業（家畜飼育業）

十 小売業（衣服、身廻品、飲食料品、その他医薬品、化粧品、農耕用品、書籍、文房具、楽器その他の小売）

十一 保険媒介代理業

イ 生命保険媒介業

ロ 火災海上保険代理業

十二 对个人サービス業

イ 洗張、洗濯業

ロ 写真業

ハ 理髪、理容業

十三 その他の専門サービス業

土木建築サービス業（設計、監督、建築測量に関する専門的性質を有するサービスを行う事業）

十四 映画業（映画館）

註 右の産業分類は、統計委員会事務局産業分類専門部会編さんの日本標準産業分類によつたものである。

◇鳥取県告示第百八十二号

県内において飼養されている種畜であつて、昭和二十六年に実施された定期種畜検査に基いて種畜証明書の交付を受けたもので、その種畜証明書の有効期間が、昭和二十七年定期種畜検査実施の日以前に満了するものについては、その種畜証明書の有効期間に昭和二十七年定期種

畜検査実施の日まで延長された。
昭和二十七年四月四日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

◇鳥取県告示第百八十三号
定期種畜検査が次のように施行される。
昭和二十七年四月四日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

種畜検査日程

検査場所	検査日時		受検査畜の区別	出場区域	摘 要
	第一次検査	第二次検査			
気高郡大正村	四月 八日	四月十一日	和牛	気高郡一円	馬は第二次検査のみ出場すること
浜村町	九日	十二日	和牛、乳牛	〃	
岩美郡浦富町	十一日	十四日	和牛	岩美郡、鳥取市一円	
鳥取市吉方町	十二日	十五日	和牛、乳牛	〃	
八頭郡智頭町	十四日	十七日	和牛	八頭郡一円	
用ヶ瀬町	十五日	十八日	〃	〃	
若桜町	十六日	十九日	〃	〃	
船岡村	十八日 十九日	二十一日 二十二日	(新統) 和牛	〃	
東伯郡赤碓町	二十日	二十三日	和牛、乳牛	東伯郡一円	

浦安町	〃 二十一日	〃 二十四日	和牛、馬	〃
矢委村	〃 二十三日	〃 二十五日	〃	〃
倉吉町	〃 二十三日 二十四日	〃 二十六日 二十七日	和牛 (新統)	〃
西伯郡御來屋町	五月 六日	五月 九日	和牛、馬	西伯郡、米子市一円
所子村	〃 七日	〃 十日	〃	〃
淀江町	〃 八日	〃 十一日	〃	〃
余子村	〃 九日	〃 十二日	和牛、乳牛	〃
法勝寺村	〃 十日	〃 十三日	和牛	〃
米子市勝田町	〃 十一日 十二日	〃 十四日 十五日	(新統) (新統)	〃
日野郡溝口町	〃 十三日	〃 十六日	和牛、馬	日野郡一円
江尾町	〃 十四日	〃 十七日	〃	〃
日野上村	〃 十五日	〃 十八日	〃	〃
根雨町	〃 十六日	〃 十九日	和牛	〃

◇鳥取県告示第百八十四号
食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)
第二十二條の規定により次の者に対し昭和二十七年三月

二十五日卸売販売業者の業者登録をした。
昭和二十七年四月四日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

00129

登録番号	代表者氏名	名	称	営業所又は主たる事務所の所在地
一	足鹿 覚	鳥取県販売農業協同組合連合会		鳥取市東品治一九ノ五
二	井上 安栄	東部米穀卸協同組合		吉方七八九
三	中嶋 市治	米雜穀卸協同組合		
四	中嶋 長太郎	中嶋精麦製粉株式会社		東品治一九一
五	近池 利勝	東伯郡販売農業協同組合連合会		東伯郡倉吉町明治町一、〇三二ノ一
六	小綿 寅雄	鳥取県中部米穀卸協同組合		新町三丁目二、二八九
七	松永 延衛	西部		米子市西町二一
八	薦谷 治市	米子米雜穀卸協同組合		立町三丁目二二
九	柳沢 愛之助	鳥取県パン協同組合		鳥取市今町二丁目二五
一〇	長田 鶴子	鳥取県生麵茹麵商工業協同組合		藪片原町五〇

昭和二十七年四月四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

◇鳥取県告示第百八十五号

府県道橋津浅津線の中一部份区域を左の通り変更し、変更区域をもつてその区域と定め、告示の日から供用を開始する。

但し、在來の道路及びその附屬物は、告示の日から供用を廃止する。

00130

旧 区 域

東伯郡橋津村大字橋津字下河原一四番地より同郡同村大字赤池字墓廻り八二ノ一番地先を経て同郡同村大字赤池字前田二四番地先に至る。

新 区 域

東伯郡橋津村大字橋津字三ノ屋敷一四三番地先より同郡同村大字橋津字二ノ村内三一九番地先を経て同郡同村大字赤池字前田二四番地先に至る。

別紙図面の通り(図面真略)